

計画作成年度	令和4年度
計画主体	和気町

和気町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	和気町産業振興課
所在地	〒709-0495 和気町尺所555番地
電話番号	0869-93-1121（代）
FAX番号	0869-92-0667
メールアドレス	sangyoshinko@town.wake.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハシボソガラス、ハシブトガラス、スズメ、ニホンザル、カワウ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	和気町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、果樹、筍、栗	1.14ha 609 千円
ニホンジカ	水稻、果樹、野菜	0.4ha 259 千円
ヌートリア	水稻、根菜類（かぶ等）	0.26ha 80 千円
ハシボソガラス ハシブトガラス	果樹、野菜	その他鳥獣については具体的な被害数値は判明していないが、農家等からの被害報告を受けている。
スズメ	水稻、野菜	
ニホンザル	果樹、野菜	
カワウ	鮎	
タヌキ	野菜	
キツネ	野菜	
アナグマ	野菜、水稻	
ハクビシン	野菜、水稻	

※被害数値、面積は、岡山県農業共済組合の水稻共済の被害申告を参考にした。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類や被害農作物により、生息状況や被害の発生時期、場所、被害の増減傾向等に差が見られる。

1) イノシシ

イノシシ被害は年間を通じて全域に見られる。秋には水稲への被害が顕著である。夏から秋にかけては野菜にも被害が見られる。また僅かではあるが、里山では春には筍、秋には栗への食害がみられる。

この他、ため池堤防や水路、畦畔などの農業施設に被害が見られる。

2) ニホンジカ

ニホンジカの被害は年間を通じて全域に見られる。水稲・野菜・果樹に被害が認められる。生息域は広域に渡っており、個体の目撃も多くある。

3) ヌートリア

ヌートリア被害については寒冷期を除き、年間を通じて見られる。生息域も拡大しており、春には田植え後の水稲の苗に食害が、秋には収穫前の水稲に倒伏被害が見られる。

4) ハシボソガラス・ハシブトガラス

町内全域において、春には発芽した豆類、夏には桃、秋にはぶどう・柿に被害が見られる。被害は微増傾向である。

5) スズメ

町内全域において、収穫前の稲穂に対して被害が見られる。

6) ニホンザル

和気地域（石生地域）・佐伯地域において、桃や柿などの果樹類・野菜類への被害が顕著である。隣接する市町村に生息しており、数匹単位の小グループでの食餌行動の際に出没している。

7) カワウ

吉井川で鮎に食害が見られる。

8) タヌキ

町内全域において、通年野菜の食害が見られる。

9) キツネ

町内全域において、通年野菜の食害が見られる。

10) アナグマ、ハクビシン

夏から秋にかけては野菜の被害が見られる。また春から秋頃にかけても水稲の食害が見られる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	609 千円、1.14ha	500 千円、1ha
ニホンジカ	259 千円、0.4ha	200 千円、0.2ha
ヌートリア	80 千円、0.26ha	50 千円、0.15ha
ニホンザル	具体的な被害数値は判明していないが、農家等からの被害報告を受けている。	被害報告の減少を目指す。
ハシボソガラス		
ハシブトガラス		
スズメ		
カワウ		
タヌキ		
キツネ		
アナグマ		
ハクビシン		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 捕獲体制は、猟友会員で構成する『有害鳥獣駆除班』を編成し、駆除にあたっている。 ・ 捕獲機材はくくりわな・箱わなの設置、銃を使用する。 ・ 捕獲鳥獣の処理方法は、処理施設への持ち込み、埋設等としており捕獲者に委ねている。 ・ 捕獲奨励金（補助金）の増額及び対象期間の延長を行い駆除活動の取り組みを強化した。また、猟友会員を確保するため、新規狩猟免許取得者に受験料等を助成する制度を設けている。	・ 『鳥獣被害対策実施隊』について、速やかな出動が求められる。 ・ 『鳥獣被害対策実施隊』が出動しても即捕獲には至らず、その後、新たに被害を生じる可能性がある。 ・ 区域により銃器の使用制限もあり、鳥類への対応が困難である。 ・ 猟友会員の高齢化が進んでいるため、若い世代の入会を増やす必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・ 町の方針として、できるだけ集落・農地を広範囲に囲い、地域に侵入させないような柵の設置を奨励している。 ・ 町独自の3ヶ年事業として取り組んだ地区主体の防護柵設置事業が、平成25年度で終了し、町内のほぼ	・ 設置した防護柵の維持管理が重要となる。 ・ 野生鳥獣を集落に寄せ付けない緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等は以前よりは回数が増えたものの多くはない。

	全域で防護柵が整備された。 ・令和４年度から老朽化の進んだ防護柵の修繕・更新にかかる費用補助を行う事業を開始した。	
生息環境 管理その他 の取組	・サルの出没増加を受け、令和３年度から追払いに効果的な駆除用花火を使用するための、煙火消費保安講習会を開催し、住民による追払い活動を推進した。	・追払いで終わるのではなく、捕獲活動による個体数の減少を目指す。

(５) 今後の取組方針

集団化モデル事業（単町事業等）で整備した防護柵の維持管理に努めることにより、農地への有害鳥獣の侵入を防ぎ、有害鳥獣を捕獲、駆除する活動を両輪に鳥獣害対策に取り組む。 また、被害対策セミナー等を通じて地域農家の知識の習得や意識向上を図ることや、地域ぐるみで行う有害鳥獣を寄せ付けない工夫の考案等、地域の実情や要望に応じた取り組みを行うこととする。
--

３. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(１) 対象鳥獣の捕獲体制

岡山県東備地区猟友会和気分会 〃 佐伯分会	有害鳥獣駆除班の編成、維持と駆除情報の収集、駆除班全体で一斉駆除等を行う際にはその支援を行う。
有害鳥獣駆除班	町内の猟友会員で構成された有害鳥獣駆除班が、年間を通じて実態に応じた有害鳥獣の捕獲、駆除を行う。
鳥獣被害対策実施隊	駆除班員で構成されており、緊急時に出動し、有害鳥獣の捕獲、駆除、追い払い等を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ヌートリア ハシボソガラス	被害状況や捕獲依頼に応じて銃器及びわなによる捕獲を行い、個体数が増加しないように努める。 農林水産業等の被害状況に応じ、捕獲奨励金（補助金）の単価及び対象期間の見直しを行い、駆除活動の取り組みを支援する
6年度	ハシブトガラス スズメ カワウ タヌキ キツネ	地域に密着した捕獲体制を構築するため、町の新規狩猟免許取得助成制度を活用した農家等への狩猟免許の取得を勧め、地区をあげての狩猟者の確保及び鳥獣害対策の体制づくりを行う。
7年度	アナグマ ハクビシン	スズメ、ニホンザルについては、被害現場に即した方法で捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
岡山県鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。隣接地域から越境して出没することから、近隣市町との連携も強化する。 【イノシシ】 箱わなやくくりわな・銃での捕獲を行う。捕獲数は拡大傾向である。これまでの実績から年間500頭以上を計画数とする。 (捕獲数 R2は327頭、R3は285頭、R4は256頭) 【ニホンジカ】 箱わなやくくりわな・銃での捕獲を行う。捕獲数は拡大傾向である。年間800頭以上を計画数とする。 (捕獲数 R2は977頭、R3は767、R4は679頭) 【ニホンザル】 箱わなやくくりわな・銃での捕獲を行う。年間10頭以上を計画数とする。 (捕獲数 R2は7頭、) 【ヌートリア】 箱わなでの捕獲を行う。年間100頭を計画数とする。 (捕獲数 R2は44頭、R3は75頭、R4は55頭) 【ハシボソガラス、ハシブトガラス】 銃器や箱わなによる捕獲を行う。捕獲数は特に拡大傾向である。 和気町緊急捕獲等計画に基づき年間250羽を計画数とする。 (捕獲数 R2は365羽、R3は163羽、R4は283羽)

【スズメ】

銃器等による捕獲を行う。年間20羽を計画数とする。

(捕獲数 実績なし)

【カワウ】

銃器等による捕獲を行う。年間20羽を計画数とする。

(捕獲数 R2は10羽、R3は0羽、R4は0羽)

【タヌキ】

箱わなやくくりわなによる捕獲を行う。和気町緊急捕獲等計画に基づき年間15頭を計画数とする。

(捕獲数 R2は5頭、R3は3頭、R4は2頭)

【キツネ】

箱わなやくくりわなによる捕獲を行う。和気町緊急捕獲等計画に基づき年間10頭を計画数とする。

(捕獲数 R2 は 4 頭、R3 は 1 頭、R4 は 0 頭)

【アナグマ】

箱わなやくくりわなによる捕獲を行う。年間 20 頭を計画する。

(捕獲数 実績なし)

【ハクビシン】

箱わなやくくりわなによる捕獲を行う。年間 20 頭を計画する。

(捕獲数 実績なし)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	5 0 0	5 0 0	5 0 0
ニホンジカ	8 0 0	8 0 0	8 0 0
ニホンザル	1 0	1 0	1 0
ヌートリア	1 0 0	1 0 0	1 0 0
ハシボソガラス、 ハシブトガラス	2 5 0	2 5 0	2 5 0
スズメ	2 0	2 0	2 0
カワウ	2 0	2 0	2 0
タヌキ	1 5	1 5	1 5
キツネ	1 0	1 0	1 0
アナグマ	2 0	2 0	2 0
ハクビシン	2 0	2 0	2 0

捕獲等の取組内容
年間を通じて岡山県東備地区猟友会和気分会、佐伯分会の代表者を召集し、情報交換や協議を行う。
非狩猟期には和気町緊急捕獲等計画に基づく、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の活用、県下全域で取り組んでいる有害獣捕獲強化対策事業を活用し、積極的な捕獲活動を行う。初冬には有害鳥獣駆除班による一斉駆除を行う。
このほか随時、被害を及ぼす鳥獣の駆除を駆除班が行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵
ニホンジカ	5 km	5 km	5 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ	町補助事業である防護柵の修繕・更新補助事業を推進し、老朽化した防護柵の機能回復を図ることで、農作物被害減少を目指す。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	ニホンザル	追払いに効果的な駆除用火火を使用するための、煙火消費保安講習会を開催し、住民による追払い活動を推進する。

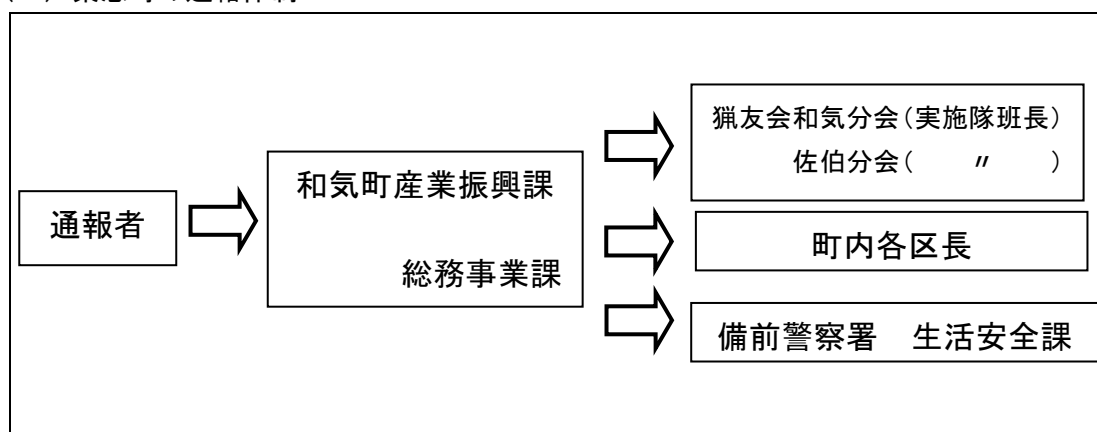
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
和気町産業振興課 総務事業課	通報者から情報収集の後、猟友会和気分会及び佐伯分会（各駆除班長）、町内各区長、

	備前警察署生活安全課へ連絡する。
猟友会和気分会（駆除班長） 佐伯分会（駆除班長）	通年による有害鳥獣駆除等を実施する。
鳥獣被害対策実施隊	緊急時に有害鳥獣駆除等を実施する。
町内各区長	地区住民に対し、緊急度に応じて通知する。
備前警察署 生活安全課	関係警察機関と共に、当該地域の周囲監視など事故防止対策を実施する。

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が埋却処分を行うか、平成28年度より和気町に導入した微生物による減容処理装置を用いて処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	計画なし
ペットフード	計画なし
皮革	計画なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	計画なし

（２）処理加工施設の取組

整備の計画は現時点ではない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲した動物については、狩猟者による自己利用がほとんどであり、人材育成について今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	和気町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
和気町議会厚生産業常任委員	有害鳥獣関連の情報提供と施策検討
和気町農業委員会代表	有害鳥獣関連の情報提供
和気町区長協議会代表	有害鳥獣関連の情報提供
猟友会和気分会代表	有害鳥獣関連の情報提供と狩猟者情報の把握
猟友会佐伯分会代表	有害鳥獣関連の情報提供と狩猟者情報の把握
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣保護管理に関する業務
和気町	鳥獣被害防止計画の作成 被害状況の情報収集と施策検討 和気町の鳥獣被害対策に関する全般的な監理 鳥獣被害防止施策の立案並びに補助事業を活用した被害防止対策の実施 鳥獣被害状況の把握と捕獲等の実施 関係機関との連絡、調整や地域住民との連携

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備前県民局農林水産事業部	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の提供、その他必要な援助
晴れの国岡山農業協同組合	情報の提供、被害の報告、農家への啓発、指導
岡山県農業共済組合	情報の提供、被害農家の救済、鳥獣被害防止施策への補助
岡山県東備地区猟友会和気分会 同 佐伯分会	情報の提供、有害鳥獣の捕獲、駆除の実施
「吉井川南部漁業協同組合」 (内水面漁協)	情報の提供、被害の報告

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

和気町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、平成28年9月1日に実施隊を設置している。町民からの通報時に緊急の駆除、捕獲、追い払い等の活動を行う。

実施隊員：81名（うち町職員0名）※令和4年3月現在

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家からの被害報告と区長からの駆除依頼を受け、鳥獣被害対策実施隊へ出動要請をするとともに現地の状況を実見するなど、初動を迅速に行う。

また、日常から関係者、関係機関と連絡を取り合うなどして、被害防止施策の実施体制の維持、強化に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の生息域状況の情報等について、近隣市町村や関係機関と情報共有を行うなど、より広域的な取り組みが必要である。